

第九号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表昭和町二丁目団地県営住宅の項、下助任町団地県営住宅の項、寺町団地県営住宅の項、矢三団地県営住宅の項、津田乾開団地県営住宅の項、北前川町団地県営住宅の項、国府団地県営住宅の項、住吉島団地県営住宅の項、中常三島町団地県営住宅の項、吉野本町団地県営住宅の項及び新佐古町団地県営住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

耐震性の確保及び居住環境の向上を図るための県営住宅集約化建替事業が完了したことに伴い、集約化の対象となった十一の県営住宅を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。